

受験番号	
------	--

入学料徴収猶予申請書

年 月 日

愛知教育大学長 殿

(本人) 令和9年度入学

入学後の所属

氏 名(自署)

〒

住 所

電話番号 ()

—

携帯電話 ()

—

(連帯保証人) 氏 名(署名)

※「保証人」と
同一

本人との続柄

〒

住 所

電話番号 ()

—

※連帯保証人の極度額:282,000 円

このたび、以下の理由により、令和9年度入学料の徴収猶予を申請いたします(該当に○をつけること)。

1. 日本学生支援機構の給付奨学金(高校時予約採用)候補者又は、高等専門学校で給付奨学生だった者で、かつ全額免除該当者ではないため猶予を希望する。
2. 日本学生支援機構の給付奨学金(在学採用申請)希望者で、7 月の納入が困難なため、猶予を希望する。
3. 上記に該当しない、経済的理由

※申請書類をご案内します。必ず事前に担当係 TEL:0566-26-2184 まで連絡してください。

注1) 入学手続要項の「入学料の徴収猶予について」を参照の上、記入してください。

注2) 徴収猶予申請者が入学手続き完了(徴収猶予申請)後に入学を辞退した場合は、「徴収猶予申請を辞退」したものととなりますので、直ちに入学料全額を納入していただきます。

入学料の徴収猶予を希望される方へ

経済的理由により入学料の納入が困難と認められる場合は、徴収猶予の対象となります。徴収猶予が認められた場合は最長9月末日までの認められた期間について徴収が猶予されます。

①申請の手続

- ・徴収猶予を希望する者は、「入学料徴収猶予申請書（裏面）」を入学手続時に提出してください。これを郵送する場合は郵送期限内に必着するように送付してください。

②注意事項

- ・徴収猶予を申請した者は、その結果がでるまでの間は入学料を納入しないでください。納入した場合、申請は取り下げたものとみなします。
- ・徴収猶予を許可されなかった者は、結果通知後速やかに相当額を納入していただくこととなります。
- ・徴収猶予申請者が、入学手続完了（徴収猶予申請）後に給付奨学金在学採用申請を行わなかった場合は、申請を辞退したのとなりますので、直ちに入学料を納入していただきます。
- ・徴収猶予申請者が、入学手続完了（徴収猶予申請）後に入学を辞退した場合は、申請を辞退したのとなりますので、直ちに入学料を納入していただきます。